



平成 18 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社トーセ
代表者名 代表取締役社長 齋藤 茂
(コード番号 4728 東証・大証第 1 部)
問合せ先 経営企画部長 渡辺 康人
(TEL . 075 - 342 - 2525)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 11 月 29 日開催予定の第 27 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、取締役会、監査役会および会計監査人を置く旨、株券を発行する旨、現行定款の「名義書換代理人」は「株主名簿管理人」に名称変更され、株主名簿管理人を置く旨、の定めがあるとみなされることから、定款第 4 条(機関)および定款第 7 条(株券の発行)を新設し、現行定款第 9 条(名義書換代理人)につき所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、定款第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるように対応し、コスト削減に資することができるよう、定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするために、現行定款第 15 条(議決権の代理行使)につき所要の変更を行うものであります。

取締役会の決議方法を明確にするとともに、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、定款第 25 条(取締役会の決議方法)を新

設するものであります。

(2) その他、会社法に合わせて表現、引用条文の変更および条文の削除を行うとともに、文言の整合性を図るため、構成を整理するほか、条文の新設、削除に伴う条数の変更等定款に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 11 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 11 月 29 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 [公告の方法] 当社の公告は、<u>電子公告により行う</u>。ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条 [発行する株式の総数] 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、3,100万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第6条 [自己株式の取得] 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により</u>、取締役会の決議<u>をもって自己株式を買受けることができる</u>。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 [機 関] <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 [公告方法] 当社の公告方法は、<u>電子公告とする</u>。ただし、<u>事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 [発行可能株式総数] 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、3,100万株とする。</p> <p>第7条 [株券の発行] <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 [自己の株式の取得] 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により</u>、取締役会の決議<u>によって自己の株式を取得することができる</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 [<u>1単元の株式数および単元未満株券の不発行</u>]</p> <p>(1) 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>(2) 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新 設)</p> <p>第8条 [<u>新株の引受権の特例</u>]</p> <p>当社は、<u>取締役または従業員に商法第280条ノ19の規定による新株引受権を与えることができる。</u></p> <p>第9条 [<u>名義書換代理人</u>]</p> <p>(1) 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>(2) <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱</u>せ、当社においては<u>これを取扱</u>わない。</p>	<p>第9条 [<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>]</p> <p>(1) 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>(2) 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第10条 [<u>単元未満株式についての権利</u>]</p> <p>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第11条 [<u>株主名簿管理人</u>]</p> <p>(1) 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>(2) <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告</u>する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱</u>わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 [株式取扱規定] <u>当社が発行する株券の種類および株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する取扱ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p>	<p>第12条 [株式取扱規定] <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p>
<p>第11条 [基準日] <u>(1) 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>(2) 前項の規定にかかわらず、取締役会は、予め公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時総会において株主の権利を行使すべき株主とすることができる。</u> <u>(3) 前二項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>第12条 [株主総会の召集] <u>当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に召集する。また、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを召集する。</u></p>	<p>第13条 [株主総会の招集] <u>当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第14条 [定時株主総会の基準日] <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 [召集権者および議長] 株主総会は、取締役社長がこれを召集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を召集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第14条 [決議の方法] (1) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 (2) 商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数で決する。</p> <p>第15条 [議決権の代理行使] 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 [取締役の員数] (条文省略)</p>	<p>第15条 [召集権者および議長] (1) 株主総会は、取締役社長がこれを召集し、議長となる。 (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を召集し、議長となる。</p> <p>第16条 [株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供] 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条 [決議の方法] (1) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条 [議決権の代理行使] (1) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 [員 数] (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条 [取締役の選任] (新設) (1) 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。 (2) 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第20条 [選任方法] (1) 取締役は、株主総会において選任する。 (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第18条 [取締役の任期] (1) 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第21条 [任期] (1) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第19条 [取締役会の招集権者および議長] (1) (条文省略) (2) (条文省略)</p>	<p>第22条 [取締役会の招集権者および議長] (1) (現行どおり) (2) (現行どおり)</p>
<p>第20条 [取締役会の招集通知] (1) (条文省略) (2) 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第23条 [取締役会の招集通知] (1) (現行どおり) (2) 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第21条 [代表取締役および役付取締役] (1) 代表取締役は、取締役の決議により選任する。 (2) 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第24条 [代表取締役および役付取締役] (1) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (2) 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 2 2 条 [取締役の報酬および退職慰労金] <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 2 3 条 [監査役の員数] (条文省略)</p> <p>第 2 4 条 [監査役の選任] (新 設) <u>当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</u></p> <p>第 2 5 条 [監査役の任期] (1) 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 (2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>第 2 6 条 [常勤の監査役] <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第 2 5 条 [取締役会の決議方法] (1) <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (2) <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 2 6 条 [報酬等] <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 2 7 条 [員 数] (現行どおり)</p> <p>第 2 8 条 [選任方法] (1) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> (2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 2 9 条 [任 期] (1) 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 (2) 任期<u>の満了</u>前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>第 3 0 条 [常勤の監査役] <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 [監査役会の招集通知] (1) (条文省略) (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>第31条 [監査役会の招集通知] (1) (現行どおり) (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>
<p>第28条 [<u>監査役</u>の報酬および退職慰労金] 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第32条 [報酬等] 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第29条 [<u>営業年度</u>および<u>決算期</u>] 当社の営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする</u>。</p>	<p>第33条 [事業年度] 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。</p>
<p>第30条 [<u>利益配当</u>] <u>利益配当金は、毎年8月31日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> (新 設)</p>	<p>第34条 [<u>剰余金の配当の基準日</u>] (1) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u> (2) <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第31条 [中間配当] 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行う</u>ことができる。</p>	<p>第35条 [中間配当] 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として<u>中間配当を</u>することができる。</p>
<p>第32条 [<u>配当金の除斥期間</u>] <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p>	<p>第36条 [<u>配当の除斥期間</u>] <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>